

第7章. バリアフリー推進方策

1. 市民、事業者、行政の役割

本基本構想に基づき、総合的なバリアフリー化を図るためには、市民、施設設置管理者、行政が連携を図ることが重要であり、バリアフリー整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価およびその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割を踏まえ、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要であります。

	役 割
市民	○日常生活におけるバリアフリーに配慮した行動の心掛け ○各事業者のバリアフリー整備に対する協力
施設設置 管理者	○基本構想に基づくバリアフリー整備の実施 ○バリアフリー施設の維持管理 ○バリアフリー整備にあたっての利用者の意見聴取および集約 ○職員、従業員のバリアフリーに対する教育活動の推進
国、愛知県	○バリアフリー化に対する情報提供 ○各事業者のバリアフリー整備に対する費用面での支援 ○バリアフリーに対する啓発・教育活動の推進
本市	○庁内関係部局の連携によるバリアフリー推進体制の確立 ○バリアフリー化促進のための対策 ○心のバリアフリー化に向けた啓発・教育活動の推進

2. 継続した取り組み（スパイラルアップ）の推進

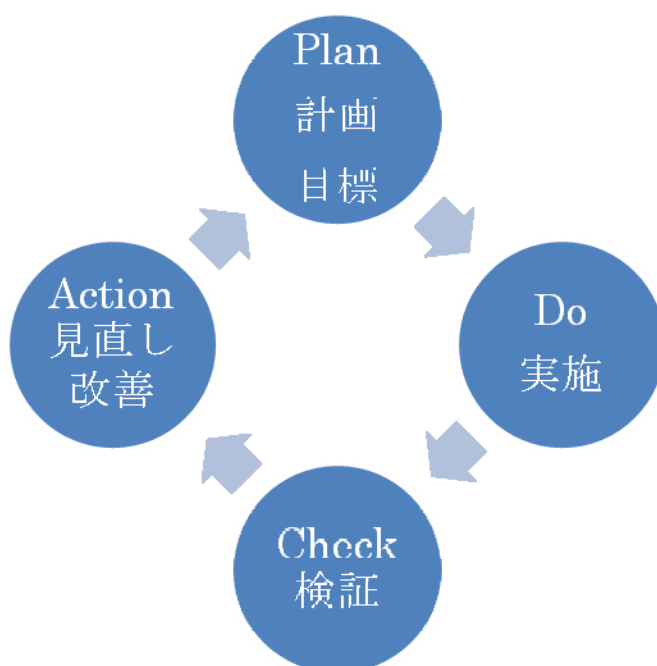
（1）スパイラルアップの推進

バリアフリー化の推進にあたっては、長期間にわたる事業の実施も必要となることから、本基本構想が実現するまでには、高齢化が進み、バリアフリーに関する社会状況が変化することが推測されます。また、高齢者や障害者等が社会参加を行う機会が増えることにより、バリアフリーに対する多様なニーズが生じると予測されます。

そのため、本市においては、基本構想に記載した内容について、適正な進行管理を行い、次の事業展開が円滑に進行するよう、PDCAサイクルによるスパイラルアップに取り組み、バリアフリー整備を促進していきます。

また、本基本構想は社会状況の変化やバリアフリーに関するニーズに対応するため、高齢者や障害者等をはじめ市民の意見をもとに、必要に応じて見直しを行います。

【PDCAサイクル】



PDCAサイクルによりスパイラルアップ＝継続改善

(2) スパイラルアップのための推進体制

本基本構想後においても庁内検討チームを継続させ、基本構想推進のためのスパイラルアップを図る新たな体制を整え、重点整備地区における特定事業計画の推進を図ります。なお、当チームを利用し、心のバリアフリー推進に向けた情報交換を行います。

【推進体制】

